

(目的)

第1条 この規程は、定款第13条に定める役員の選任について必要な事項を定める。

(理事候補者及び監事候補者の決定)

第2条 理事候補者及び監事候補者の決定は、立候補、及び推薦によるものとし、次の各号により行う。

- (1) 会長は、改選を行う総会前の3月末日までに、各正会員及び個人会員に対し、理事候補者または監事候補者の立候補を求める通知を出さなければならない。
- (2) 加盟団体の会員及び個人会員は、理事、または監事のいずれかに立候補することができる。その際、4月15日までにその旨を届けるものとする。立候補には、3名の正会員の推薦を要する。
- (3) 会長は理事会の議を経て、学識経験者その他本連盟の運営に特に必要と認める者2名以内を監事候補者、及び理事候補者としてそれぞれ推薦することができる。
- (4) 理事会は年度を越える事業の継続性を保つため、3名以内を現理事の中から推薦することができる。

(選任の事務)

第3条 理事及び監事の選任に係わる事務は、選挙管理委員会がおこなう。選挙管理委員会は、理事会の議決によって選任された5名以内3名以上の選挙管理委員によって組織する。

- 2 選挙管理委員会の組織、及び運営については、別に定める選挙管理委員会規則による。

(議決および当選者の決定)

第4条 理事、及び監事の選任の議決は、理事、監事各別に次の各号により行う。

- (1) 選挙管理委員会は、候補者の氏名、年齢、所属団体、推薦人等を記した候補者名簿を作成し、総会招集通知と同時に配付する。
  - (2) 総会に出席する正会員は、当日議決する。
  - (3) 総会に欠席する正会員は、予め議決書、または委任状を提出する。
  - (4) 総会当日の議決、及び事前の議決書による議決は、候補者一人一人について行うものとする。
- 2 前項による投票結果は、選挙管理委員会が集計し、議長の指示に従い総会において報告する。
  - 3 議長は、以下の候補者を当選者とし、その氏名を総会で報告するとともに総会の議決を得る。
    - (1) 出席した正会員の過半数の賛成を得た候補者のなかから、理事、及び監事の定数内で得票数の多い者を当選者とする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て決定する。

付 則 この規程は、平成26年11月4日から施行する。

平成27年5月7日実施の理事会において以下改定し、同日より施行する。

第2条第2項、及び第3項を削除

第4条第5号、及び第6号を削除

第4条第3項第1号、及び第2号を削除し新たに以下条文を追加

出席した正会員の過半数の賛成を得た候補者のなかから、理事、及び監事の定数内で得票数の多い者を当選者とする。

平成30年10月30日実施の理事会において以下改定し、同日より施行する。

第2条第1項「各正会員に対し」に、「個人会員」を加え「各正会員及び個人会員に対し」とする。

同第2項「加盟団体の会員は、理事、または監事のいずれかに立候補することができる」に「個人会員」を加え「加盟団体の会員及び個人会員は、理事、または監事のいずれかに立候補することができる」とする。